

業務仕様書

1 業務名

企業版ふるさと納税マッチングサポート業務

2 業務委託の期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 業務の目的

本市は、令和3年11月に内閣府から地域再生計画が認定され、地方創生応援税制（以下「企業版ふるさと納税」という。）の活用が可能となっている。

本業務は、企業との接点が乏しい市に代わり、主に市外の企業に対して、本市の寄附対象事業である「廿日市市まち・ひと・しごと創生総合戦略事業」における取組を紹介するとともに、寄附の働きかけを通じて、企業版ふるさと納税の獲得を支援し、本市の地方創生の推進を図ることを目的とする。

4 業務の内容

(1) 市内外の企業への寄附対象事業の周知

寄附対象事業である「廿日市市まち・ひと・しごと創生総合戦略事業」の取組を受託者の顧客企業や関係先に広く紹介し、企業版ふるさと納税の目的や税制優遇によるメリットをアピールすることで、本市が推進する地方創生の取組への関心と共感を高める。

なお、市内に本社の所在する企業は、企業版ふるさと納税における税制優遇の対象外となるため、留意して周知する。

【企業への説明事項】

- ・企業版ふるさと納税の概要（目的、税制優遇の内容(※)及び企業メリット等）
※市内に本社の所在する企業に対しては、寄附金の損金算入による税の軽減効果
- ・寄附対象事業の概要（実施目的、事業内容及び寄附金の使途等）
- ・寄附特典の内容（市ホームページへの掲載・寄附受領式・芳名板掲載等）
- ・その他、受託者が必要と考える事項や、企業が説明を求める事項など

(2) 企業への寄附の働きかけ・仲介

寄附対象事業に関心を示した企業に対して、寄附の実行を促すため、一層の働きかけを行う。

また、必要に応じて、市と寄附検討先企業との引き合わせを行う。

なお、物納による寄附については、本プロポーザルにおける提案及び業務の対象から除外する。

(3) 企業への文書作成依頼

受託者は企業等から寄附の意思確認が取れた場合、当該企業が暴力団その他反社会的勢力に該当しないことを確認した上で、本業務における紹介等が寄附の契機となったことが確認できる文書を本市へ提出するように企業へ依頼すること。なお、この文書の様

式は任意とする。

5 寄附目標額

本業務を通じて契約期間中に 11,000 千円の寄附成約を目指す。

なお、本業務を 2 者の事業者が受託する場合は、各受託者は 5,500 千円の寄附成約を目指す。

6 業務委託料

受託者の紹介によって、企業が寄附対象事業に寄附した場合、市は寄附金額に委託料率（15%を上限とする）を乗じて算出した額（1 円未満の端数は切り捨てとする。）を受託者に支払う。

7 寄附の不承認

寄附の受領の決定にあたり、当該寄附が地方創生応援税制に係る制度上の「経済的利益の供与」に該当しないことを市が確認するものとし、その確認において、本市と寄附者の間に、寄附の代償としての特定の利益を供与する契約、合意、又はこれを示唆する事実が認められる場合は、当該寄附の申出を承認しない。

8 その他

- (1) 関係法令等の遵守及び運用制度の趣旨を逸脱することなく本業務を実施すること。制度を逸脱した運用や不適切な処理が判明した場合、市は本契約を解除できるものとする。
- (2) 本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。
- (3) 業務履行中において、適宜打合わせを実施するものとする。
- (4) 受託者は、本業務において知り得た個人情報について、別添「個人情報取扱特記事項」に基づき、他に漏えいすることなく適切に処理しなければならない。
- (5) 本業務実施にあたり疑義が生じた場合は、市及び受託者で協議のうえ、業務を遂行する。